

平成 27 年 10 月から

## マイナンバー制度が始まります

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」により、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まります。



### マイナンバー(個人番号)とは

- 住民票を有するすべての方に通知される 12 桁の番号です。
- 原則として、一度通知されたマイナンバーは生涯変わりません。
- マイナンバーは、平成 27 年 10 月以降、住民票に登録された住所に通知される予定です。

### マイナンバー導入のメリット

- 申請者が、窓口で提出書類が簡素化されるなど、利便性が向上します。
- 所得や行政サービスの受給状況などが、より正確に把握できるようになり、社会保障や税の給付と負担の公平が図られます。
- 社会保障・税・災害対策に関する分野で、情報連携が円滑になります。

### マイナンバーの利用範囲

社会保障・税・災害対策に関する分野において、法律や条例で定められた行政手続きのみでマイナンバーを利用します。

社会保障分野	年金分野	■ 年金の資格取得、確認、給付	など
	労働分野	■ 雇用保険の資格取得や確認、給付 ■ ハローワークの事務	など
	福祉・医療その他分野	■ 医療保険の保険料徴収 ■ 福祉分野の給付 ■ 生活保護	など
税分野		■ 税務当局における確定申告などの事務 ■ 税務当局の内部事務	など
災害対策分野		■ 被災者生活再建支援金の支給 ■ 被災者台帳の作成事務	など

## 通知カードと個人番号カード

### ○ 通知カード

- 住民票を有するすべての方に一人一つの番号(12桁)が通知されます。
- 住民票の住所に、マイナンバーの「通知カード」が送られます。  
通知を確実にお受け取りいただくため、今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、住所変更の手続きをお願いします。  
※通知カードは転送不要の簡易書留で送付されます。転送サービスを受けている方には配達されませんのでご注意ください。
- マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などで、社会保障・税・災害対策の分野で利用されることとなります。



### ○ 個人番号カード

- 通知カードと一緒に、個人番号カードの交付申請書が送付されます。
- カードには、氏名・住所・生年月日・性別・個人番号有効期間等が記載され、本人確認書類として利用できます。
- 住民票の写し、印鑑登録証明書コンビニ交付サービスが利用できます。
- e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書が標準搭載されます。
- 初回発行手数料は無料です。(電子証明書代含む)

※住民基本台帳カードと個人番号カードとの重複所持はできません。



表面



裏面

## 今後のスケジュール

○ 平成 27 年 10 月以降  
「通知カード」送付開始  
住民票を有するすべての方にマイナンバーを記載し通知カードが送付されます。

○ 平成 28 年 1 月  
「個人番号カード」交付開始  
希望者には申請により顔写真入りの個人番号カード(初回無料)が交付されます。

○ 平成 28 年 1 月  
行政手続きでの利用開始  
社会保障・税・災害対策に関する分野での行政手続きで、順次マイナンバーの利用を開始します。